

会 議 傍 聴 報 告 書

会 議： IASB 会議（2025 年 11 月）

日 時： 2025 年 11 月 17 日（月）及び 18 日（火）

報 告 者： 企業会計基準委員会 専門研究員 稲田 真由子

IASB 会議（2025 年 11 月）傍聴報告

日時：2025 年 11 月 17 日（月）及び 18 日（火）

スケジュール：別紙参照

2025 年 11 月 17 日及び 18 日に、IASB ボード会議が開催された。当該 IASB ボード会議では、次の項目が議論された。

- 持分法
- 無形資産
- IASB 作業計画のアップデート

【11 月 17 日（月）】

持分法

（背景）

IASB は、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（以下「IAS 第 28 号」という。）の適用上の疑問点に対処するため、2024 年 9 月に公開草案「持分法会計－IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（202X 年改訂）」（以下、本項目において「公開草案」という。）を、2025 年 1 月 20 日をコメント期限として公表した。

公開草案には、IAS 第 28 号の修正案並びに当該修正案を補完するための IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」及び IAS 第 27 号「個別財務諸表」における開示要求を改善する提案が含まれている。IAS 第 28 号の修正案では、重要な影響力の獲得時における所有持分の変動時の会計処理や、投資者が関連会社とのすべてのアップストリーム及びダウンストリームの取引から生じた利得及び損失の全額を認識するよう要求すること等を提案していた。

2025 年 5 月の IASB ボード会議では、公開草案に対するコメント・レター及び主として 2024 年 10 月から 12 月にかけて実施したアウトリーチから得られたフィードバック全体について議論した。

IASB は、2025 年 9 月の IASB ボード会議より、公開草案の提案に対するフィードバックを受けて、個別の具体的な論点についての再審議を開始している。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、公開草案における提案の再審議を継続しており、具体的には次のことを議論した。

関連会社の取得原価の測定

重要な影響力又は共同支配の獲得時の関連会社又は共同支配企業の原価の測定方法、並びに重要な影響力又は共同支配の獲得時又は追加的な所有持分の購入時の条件付対価の認識方法及び測定方法

また、条件付対価を IFRS 第 3 号「企業結合」（以下「IFRS 第 3 号」という。）に基づいて定義をするか

追加的な所有持分の購入

重要な影響力を保持した状態で追加的な所有持分を購入した際の会計処理及び適

用に際しての救済措置の導入要否

関連会社に対する投資の一部の処分

重要な影響力を保持した状態で関連会社又は共同支配企業の持分の一部を処分する場合の会計処理及び処分した持分の測定方法

（主な暫定決定事項）

関連会社の取得原価の測定

IASB は、投資者又は共同支配投資者に次のことを要求する提案を進めることを暫定的に決定した。

- a. 重要な影響力又は共同支配の獲得時
 - i. 関連会社又は共同支配企業の原価を、移転した対価の公正価値（当該関連会社又は共同支配企業に対して従来保有していた持分の公正価値を含む）で測定する
 - ii. 条件付対価を移転した対価の一部として認識し、公正価値で測定する
- b. 重要な影響力又は共同支配を獲得後
 - i. 資本性金融商品に分類した条件付対価は再測定しない
 - ii. その他の条件付対価を各報告日現在の公正価値で測定する
 - iii. 公正価値の変動を純損益に認識する
- c. 関連会社又は共同支配企業に対する追加的な所有持分の購入の場合
上記 b. で記述した要求事項を適用する

また、IASB は、条件付対価を IFRS 第 3 号で示されている定義に基づいて定義することも暫定的に決定した。

追加的な所有持分の購入

IASB は、投資者又は共同支配投資者に対し、追加的な所有持分の購入日において、移転した対価の公正価値で当該持分を測定することを要求する提案を進めることを暫定的に決定した。

IASB は、投資者又は共同支配投資者に対し、購入日において、投資の帳簿価額に、関連会社又は共同支配企業の識別可能な資産及び負債の公正価値に対する追加的な

持分を含めることを要求する提案を進めることを暫定的に決定した。

IASB は、投資者又は共同支配投資者に対し、関連会社又は共同支配企業の識別可能な資産及び負債に対する追加的な持分を公正価値で測定することについて救済措置を設けることを探究することを決定した。

IASB は、IFRS 第 3 号第 45 項に記述されている測定期間を、投資者が関連会社又は共同支配企業に対する重要な影響力又は共同支配を獲得する時点又は関連会社又は共同支配企業に対する追加的な所有持分を購入する時点まで延長することも暫定的に決定した。

関連会社に対する投資の一部の処分

IASB は、投資の一部を処分する投資者又は共同支配企業に次のことを要求する提案を進めることを暫定的に決定した。

- a. 処分した部分を投資の帳簿価額の一定割合として測定する（処分した所有持分を合計の所有持分で除して計算）
- b. 受け取った対価と認識の中止を行う部分との差額を利得又は損失として純損益に認識する

（今後の予定）

IASB は公開草案における提案の再審議を継続する。

【11 月 18 日（火）】

無形資産

IASB スタッフは、口頭にて 2025 年 6 月の IASB ボード会議で実施が決定された 2 つのワークストリームに関する進捗状況の報告を行った。

（1）定義及び認識要件の見直し

無形資産の定義、関連するガイダンス及び認識基準の更新の可能性を評価する際のテストケースとして、新種の無形資産に特に関連性が高いと考えられるクラウドコンピューティング及びアジャイルソフトウェア開発を選定した。テストケースを通じて、新種を含む幅広い無形資産に対応する原則的な解決策を策定することを目指している。

（2）財務諸表利用者の情報ニーズ

利用者の情報ニーズが無形資産の種類や業種によって異なるかどうかを検討

するためデスクトップリサーチを行い、無形資産分野の投資家とのアウトリーチを実施した。

（主な暫定決定事項）

IASB は、何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASB は、本プロジェクトの当初の流れに関する作業を継続し、2026 年第 1 四半期に発見事項について議論する。

IASB 作業計画のアップデート

（背景）

IASB は、2025 年 3 月に 2027 年から 2031 年までの期間を対象とする第 4 次アジェンダ協議を開始した。

第 4 次アジェンダ協議に対するアプローチについては、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）との共同プロジェクトとする可能性なども議論され、2025 年 9 月の IASB ボード会議において、IASB は、第 4 次アジェンダ協議のアプローチを次のとおり見直し、ISSB と同時のアジェンダ協議を実施することを決定した。

- a. 2025 年 10 月に第 4 次アジェンダ協議に関する情報要請を公表するという計画を、ISSB に合わせるために 2027 年に同時に情報要請を行うという提案に沿って延期する
- b. 第 3 次アジェンダ協議の期間を、ISSB と同時に行うアジェンダ協議が 2028 年に完結するまで延長し、その間に利用可能となる開発能力を既存及び新規のプロジェクトに使用する

（今回の会議における主な論点）

プロジェクト意思決定プロセス

IASB は、ISSB との同時のアジェンダ協議が 2028 年に完了するまでの「暫定期間」において、利用可能となる開発能力を既存及び新規のプロジェクトに割り当てるためのプロセスについて以下の点に基づいて議論した。

- a. 「何に」-どのプロジェクトに開発能力を割り当てるか

- b. 「どのように」-IASB の優先順位付けフレームワークの活用方法
- c. 「いつ」-意思決定のタイミング

潜在的プロジェクトの一覧

暫定期間中に、開発能力を利用可能となった際に、作業計画へ追加する可能性のあるプロジェクトの一覧の作成について議論した。

（主な暫定決定事項）

IASB は、開発能力が利用可能となった都度、作業計画に追加すべきプロジェクトを、潜在的なプロジェクトのリスト（事業セグメント、排出物価格設定メカニズム、超インフレ会計及び暗号資産で構成される）の中から選定することを決定した。

（今後の予定）

IASB は、どのプロジェクトを作業計画に追加するのかを、開発能力が利用可能となった都度決定する。

別紙スケジュール

11 月 17 日（月）

時間（予定）	アジェンダ項目
15:00-17:00	持分法（アジェンダ・ペーパー13） （予定 120 分→95 分）

11 月 18 日（火）

時間（予定）	アジェンダ項目
14:15-14:30	無形資産（アジェンダ・ペーパー17）（口頭説明のみ） （予定 15 分→9 分）
14:30-16:00	IASB 作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー8） （予定 90 分→52 分）

以 上